

阿賀野市規則第40号

阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年阿賀野市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の195」を「100分の215」に改める。

第14条の2中「100分の95」を「100分の105」に改める。

第2条 阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の215」を「100分の205」に改める。

第14条の2中「100分の105」を「100分の100」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。